

## あなたの家の耐震診断 耐震改修費用の一部を補助します

近年、国内では規模の大きな地震が多発しており、今後高い確率で「東京湾北部地震」が起きると予測されています。

市では、木造在来工法の2階建て以下の住宅において簡易耐震診断を無料でを行っています。また、詳細な耐震診断を行いたい方、耐震改修工事で建物を丈夫にしたいとお考えの方に補助金交付制度があります。

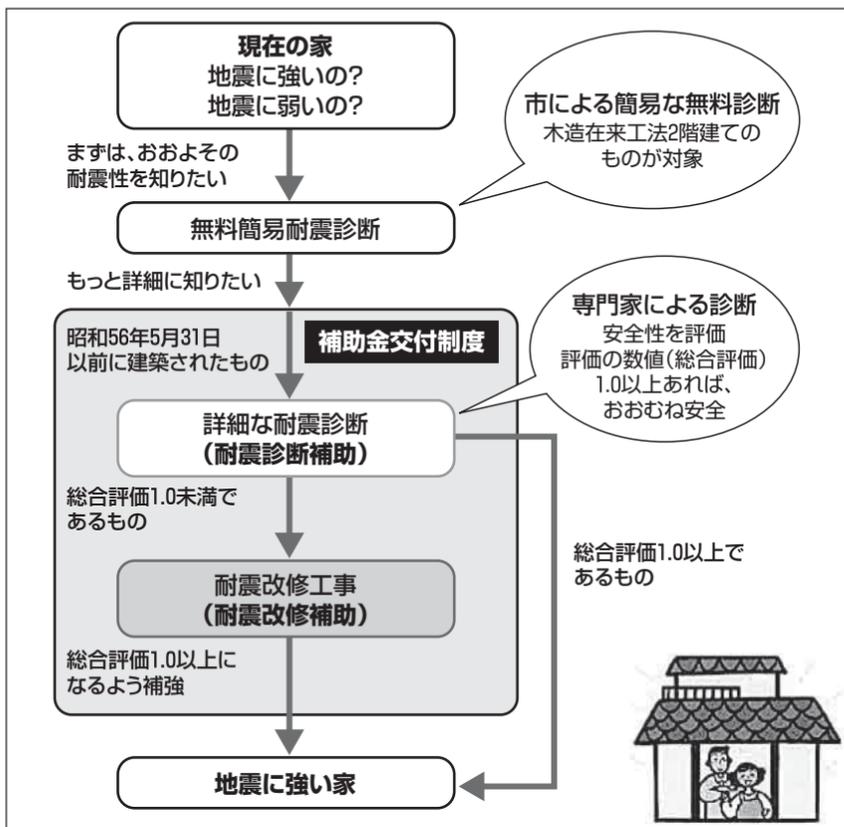
平成27年度から、65歳以上の方を対象に耐震改修補助金を15万円加算します(限度額40万円)。  
☎開発建築課 ☎468

### 対象の建物

昭和56年5月31日以前に建てられた木造在来工法の2階建て以下の一戸建て住宅など

### 補助金額

- 耐震診断…耐震診断に要した費用の2分の1に相当する額(最高5万円)
  - 耐震改修…耐震改修に要した費用の23パーセントに相当する額(最高25万円)
- ※補助金対象者が65歳以上であり、耐震改修に要した費用が30万円を超える場合には、さらに15万円を加算  
詳しくは、パンフレット(開発建築課で配布)または市ホームページをご覧ください。



## 個人情報を守るために 本人通知制度へ登録しましょう

「本人通知制度」は、戸籍謄本(全部事項証明書)や本籍の記載のある住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付したときに、その事実を登録した本人に通知する制度です。

不正取得の早期発見、不正請求の抑止のために登録しましょう。

☎市民課 ☎213

### 登録できる方

市の住民基本台帳または戸籍に記載されている方

### 通知の対象となる証明書

- ▼住民票の写し(本籍の記載があるもの)など
- ▼住民票記載事項証明書(本籍の記載があるもの)など
- ▼戸籍謄本(全部事項証明書、除籍、改製原戸籍)など
- ▼戸籍の附票の写し

### 通知する内容

- ▼交付年月日
  - ▼証明書の種類・通数
  - ▼本人の代理人または第三者に交付した事実
- ※請求者の氏名・住所は通知しません。

### 登録手続き

窓口に来庁する方の本人確認書類(運転免許証など)または委任状(代理人)をお持ちのうえ、市民課または駅前出張所へ



## 自主まちづくり活動を支援しています

市では、「みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づき、皆さんが自主的にまちづくりに取り組む活動を支援しています。また、事前に活動団体登録や認定などを行った団体には、助成金を交付しています。

☎開発建築課 ☎335

### ■まちづくり活動の種類

ご近所まちづくり活動	連続する3軒以上の建物の所有者などが協力して緑化の推進などを進めるまちづくり活動です。
地域まちづくり活動	一定規模以上の地域を対象に、まちづくり活動方針を定めて進めるまちづくり活動です。
テーマ型まちづくり活動	景観、防災、防犯など、特定のテーマを設定し、研究や実践をしていくまちづくり活動です。

### ■助成限度額

助成金は、予算枠に達し次第締め切ります。

〈ご近所まちづくり活動〉

花、苗木などの植栽	1万円(春夏秋冬各2,500円)
門、塀などの改造	10万円(改造に要した費用の2分の1が上限)

〈地域まちづくり活動、テーマ型まちづくり活動〉

諸活動費(会議費、消耗品費、印刷費、通信運搬費など)	地域まちづくり活動: 5万円 テーマ型まちづくり活動: 5万円(2年目以降10万円)
まちづくり計画作成に係る費用(講師謝礼金、計画書を取りまとめるためのコンサルタント委託費など)	地域まちづくり活動: 50万円 テーマ型まちづくり活動: 1事業につき50万円

### ■活動団体の登録

まちづくり活動団体は、下表および登録基準を満たしている必要があります。

代表者	市内在住・在勤の方
構成員	5人以上で、その半数以上が市内在住・在勤の方

## 八潮らしい街並み 景観形成支援補助制度

50年、100年先を見据え、地域に根ざした八潮らしい街並みづくりを推進するため、やしお家づくりデザインマナーブックに基づいた住宅を建築する方に、費用の一部を補助します。

平成27年度から、市外の工事施工業者を利用する工事も対象になりました。

☎都市デザイン課 ☎346

### ■対象住宅

申込資格を満たす方で、「家づくり補助基準」に基づき建築を行う個人住宅

### ■補助金額・補助件数

1棟あたり一律100万円、3棟分※予算枠に達し次第締め切り

### ■対象地域

用途地域が、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域

### ■対象工事

- 「家づくり補助基準」に適合(全20項目)
- 一定の居住機能(玄関、台所、便所、浴槽)が完備
- 敷地面積が100平方メートル以上かつ500平方メートル未満
- 請負金額が1,000万円以上(消費税を除く)の工事(ただし、カーポート、物置倉庫などの費用を除く)

### ■申込資格

- 申込日現在、市内に1年以上住所を有し、市税を滞納していない方または市内の土地区画整理事業で公売中の保留地を購入した方
- 補助金の交付決定前に、工事を着手していない方
- 補助金の交付決定を受けた年度内に工事を着手し、完了する方(ただし、事前に変更承認により延期可)
- 工事完了後に一定期間、住宅を公開できる方

### ■申込方法

12月10日までに、所定の申請用紙(都市デザイン課または市ホームページで入手)などを都市デザイン課窓口へ(郵送不可)

※家づくり補助基準、申込資格など、詳しくはお問い合わせください。

